

授業料の軽減に係る県補助金制度（家計急変分）

【（１）対象者】

次のいずれかに該当する世帯

①生活保護を受給することとなった世帯

②①以外で、保護者等が失職、倒産、給与又は事業収入の減少等の経済的な理由から授業料納入が急遽困難となった世帯

（留意点）

- ・ コロナウイルス感染症拡大の影響に伴うもの以外も対象。
- ・ 本人の勤務条件に合わなくなり（親族の看病や介護の必要、無理な転勤命令など）、自らの意思によらず職を辞さなければならなくなった場合も対象に含む。
- ・ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は対象とはならない。

授業料の軽減に係る県補助金制度（家計急変分）

【（２）軽減の額】

授業料から就学支援金で支給される額を控除した保護者負担分を免除又は半額になるよう軽減

（留意点）

家計急変前から年収約590万円未満の世帯であった場合は、就学支援金により授業料が従前どおり免除されるため、この家計急変の支援としては対象とならない。

※ただし、入学金軽減補助の家計急変の支援対象となる可能性はあり。（後述）